令和９年度　学校給食関係会計年度任用職員勤務条件一覧表

職　種	学校給食調理	学校給食代替調理	短時間学校給食調理	学校給食栄養士	施設管理業務員
1　勤務場所 職務内容	中央学校給食センターでの調理業務等			中央学校給食センターでのアレルギー対応等（調理作業も含む。）	市内の学校給食センターでの施設管理業務（軽作業も含む。）
2　応募資格	・地方公務員法第１６条の欠格事項に該当しない方。 ・現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法に定める労働時間(１日８時間又は週40時間)を上回らない方				
	包丁を使った調理作業ができる方。			栄養士免許証（令和9年3月31日までに取得見込みの方を含む。）	１級又は２級ボイラー技士免許証（令和9年3月31日までに取得見込みの方を含む。）
3　任用期間	令和9年4月7日～令和10年3月23日			令和9年4月7日～令和10年3月31日	令和9年4月1日～令和10年3月31日
4　勤務日	月曜日から金曜日までの週５日勤務	月曜日から金曜日のうち月10日以内	月曜日から金曜日までの週５日勤務		
5　勤務時間	午前7時30分～午後4時までのうち7時間（休憩1時間）	午前8時～午後4時 7時間（休憩1時間）	午前8時～正午 4時間	午前8時～午後4時 7時間（休憩1時間）	午前８時～午後４時30分までのうち７時間（休憩1時間）
6　週休日及び休日	原則として、週休日（土曜日、日曜日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）。学校給食における調理業務のない平日、春期休業期間、夏期休業期間、秋期休業期間、冬期休業期間（学校の行事等によって、勤務が割り振られる場合があります。学校給食栄養士のみ春期休業期間は3月31日まで勤務です。）				原則として、週休日（土曜日、日曜日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
7　給与等	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、一定の条件のもと次の給与が支給されます。 給与等は、令和８年１１月１日現在のものであり、給与改定等により増減する可能性があります。				
	日額　8,609円～9,439円 勤務日数等に応じて、通勤費、期末手当、勤勉手当あり	日額　8,609円～9,439円 勤務日数等に応じて、通勤費あり	日額　4,919円～5,394円 勤務日数等に応じて、通勤費、期末手当、勤勉手当あり	日額　9,800円～10,078円 勤務日数等に応じて、通勤費、期末手当、勤勉手当あり	日額　8,701円 勤務日数等に応じて、通勤費、期末手当、勤勉手当あり
8　休暇制度	年次有給休暇（初年度12日。勤続年数によって最大20日。繰越可能。）、夏季休暇、忌引、結婚休暇ほか	年次有給休暇は勤務日数に応じて付与	年次有給休暇（初年度12日。勤続年数によって最大20日。繰越可能。）、夏季休暇、忌引、結婚休暇ほか		
9　社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災、徳島県市町村職員互助会	労災	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災、徳島県市町村職員互助会	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災、徳島県市町村職員互助会	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災、徳島県市町村職員互助会
10 条件付き任用期間	採用後1か月間は条件付任用となっており、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。				
11 服務規程	一般職地方公務員として業務に従事するため、正規職員と同じく地方公務員法による服務及び懲戒の規定が適用されます。 ・服務の根本基準（法第30条）　・服務の宣誓（法第31条）　・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条） ・信用失墜行為の禁止（法第33条）　・秘密を守る義務（法第34条）　・職務に専念する義務（法第35条） ・政治的行為の制限（法第36条）　・争議行為等の禁止（法第37条） ※兼業は可能ですが、前記の服務規律が課されるため一定の要件があります。 上記の服務規律が課されるため、職務に支障をきたすおそれがある場合、職務の公正さを確保できなくなるおそれがある場合等には認められません。				
12 再度の任用	一会計年度内における任用のため、任期の延長（令和10年度に自動的に採用されること）はありません。 令和10年度以降については、その職の必要性の判断と選考（勤務実績・面接等）を経ての採用となります。				